

【論点 4】報酬下限額の設定に関する補足資料

1 所定内給与額（30人以上規模事業所）の推移 （単位：円/月）

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
産業計	220,536	221,714	221,013	222,034	224,351	225,569	218,064	221,642	220,544
建設業	344,437	337,329	—	261,436	279,635	284,778	241,786	240,578	239,373

出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査年報」（H21～H29）

2 最低賃金額の推移 （単位：円/月）

		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
岩手	時間額	631	644	645	653	665	678	695	716	738	762
	対前年上昇率	—	2.06%	0.16%	1.24%	1.84%	1.95%	2.51%	3.02%	3.07%	3.25%
全国	時間額	713	730	737	749	764	780	798	823	848	874
	対前年上昇率	—	2.38%	0.96%	1.63%	2.00%	2.09%	2.31%	3.13%	3.04%	3.07%

出典：岩手労働局報道発表資料より雇用対策・労働室において作成

3 設計労務単価の推移 （単位：円/月）

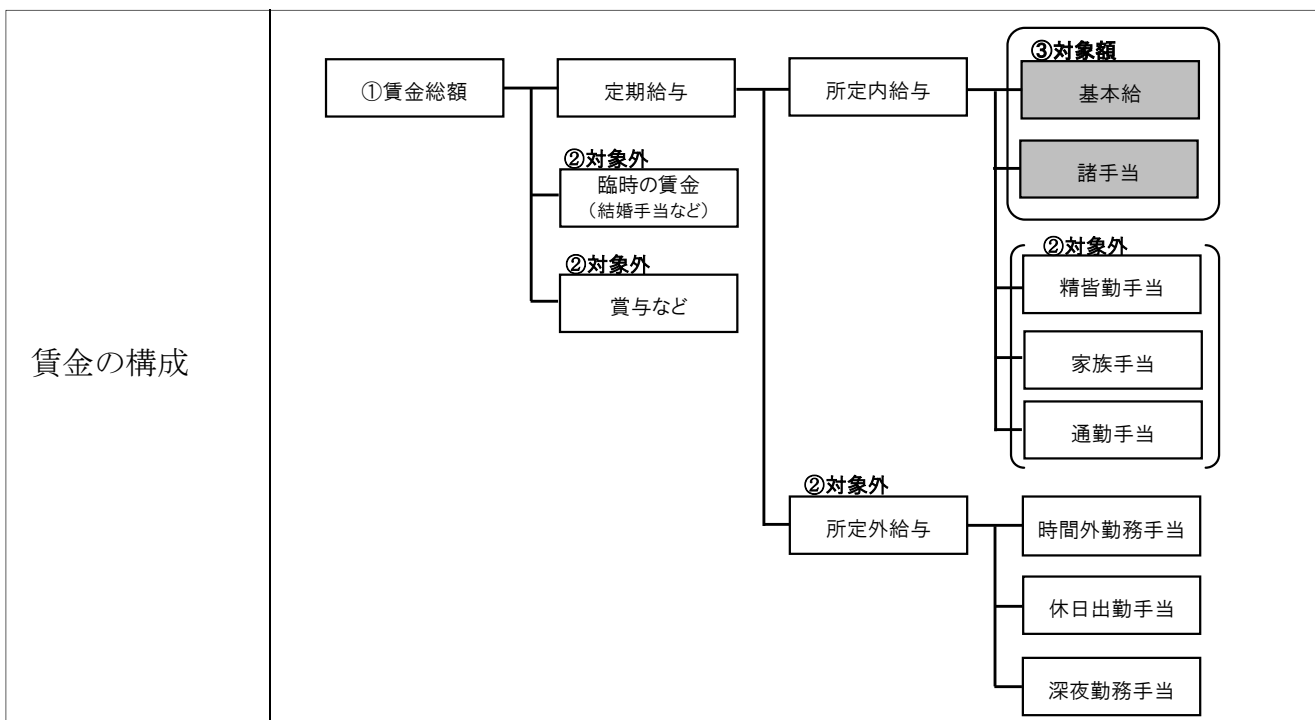
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
岩手	普通作業員	12,500	12,100	11,800	11,800	15,100	16,100	16,400	17,500	17,700	18,300
	軽作業員	9,100	8,900	8,700	8,700	11,000	11,800	12,000	12,900	13,000	13,500

出典：国土交通省発表資料より雇用対策・労働室において作成

4 賃金額の考え方について

(1) 県が締結する契約に関する条例の規定について

県が締結する契約に関する条例の第8条において、報告を求めている賃金の範囲は下図③対象額のとおり。



(2) 国の毎月勤労統計調査について

「所定内給与」とは、きまって支給する給与のうち所定外労働給与以外のものをいう。

「きまって支給する給与」（定期給与）とは、労働契約、団体協約あるいは事業所の給与規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与のことであり、所定外労働給与を含む。

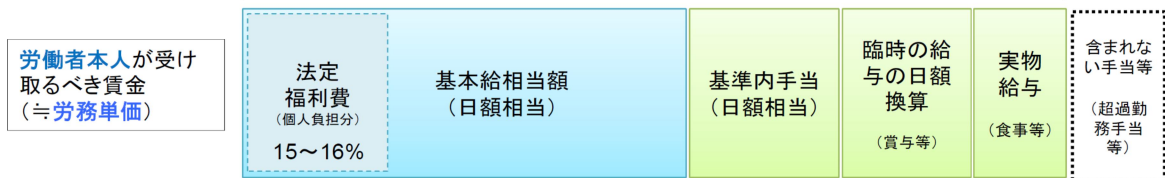
「所定外給与」（超過労働給与）とは、所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与や、休日労働、深夜労働に対して支給される給与のことであり、時間外手当、早朝出勤手当、休日出勤手当、深夜手当等である。

「現金給与総額」とは、「きまって支給する給与」と「特別に支払われた給与」との合計額であり、所得税、社会保険料、組合費、購入代金等を差し引く以前の総額のことである。

(3) 公共工事設計労務単価について

公共工事設計労務単価とは、国土交通省が建設労働者等に対する賃金支払実態を毎年度調査し、決定しているものである。

公共工事設計労務単価は、下記の通り。



なお、公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、下請負契約等における労務単価や雇用契約における労働者への支払賃金を拘束するものではないこと。

5 地域の産業構造や賃金水準の実態把握について

【市町村内総生産】

平成27年度の市町村内総生産の市町村計は4兆7,229億円で、前年度(4兆6,475億円)に比べ1.6%増加した。広域振興圏別では、沿岸で3.8%増となったのをはじめ、県北で1.8%増、県央で1.3%増、県南で0.7%増と、全ての圏域で前年度より増加した。

【市町村民所得の分配】

市町村民所得の分配の市町村計は3兆5,322億円で、前年度(3兆4,870億円)に比べ1.3%増加した。広域振興圏別では、沿岸で3.1%増となったのをはじめ、県央で1.5%増、県北で1.3%増、県南で0.3%増と、全ての圏域で前年度より増加した。

【一人当たり市町村民所得】

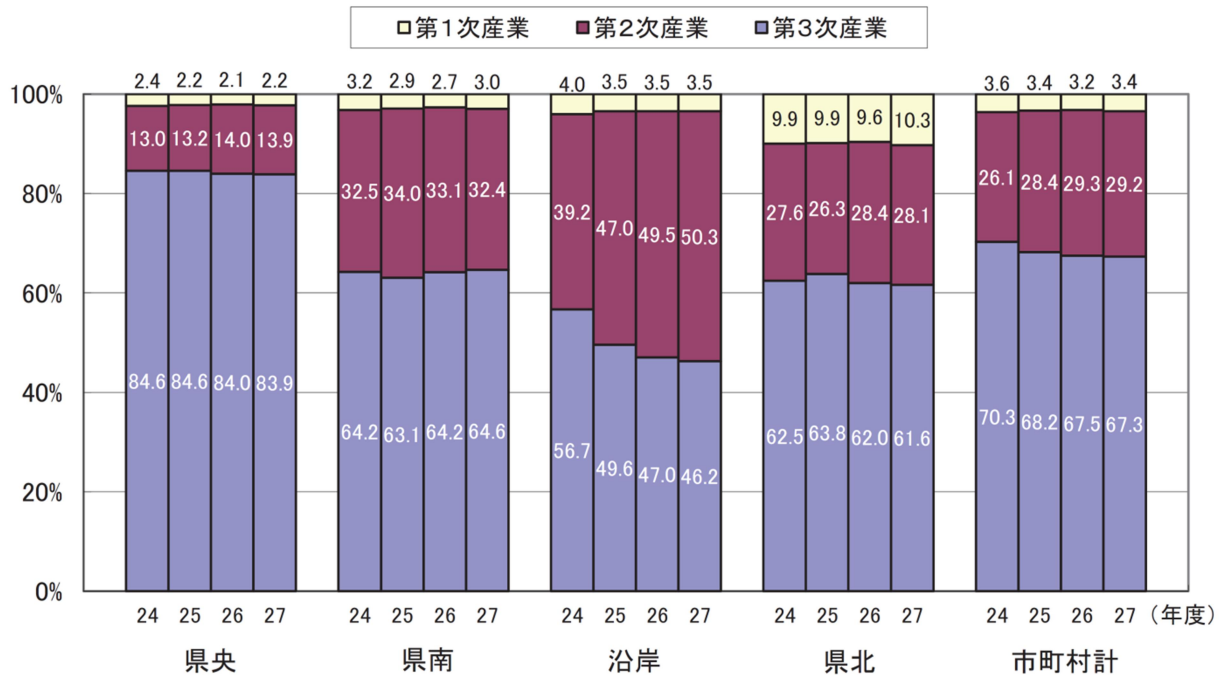
一人当たり市町村民所得の市町村平均は276万円で、前年度(271万5千円)に比べ1.7%増加した。広域振興圏別では、県北で2.3%増となったのをはじめ、県央及び沿岸で2.2%増、県南で0.8%増と、全ての圏域で前年度より増加した。

市町村平均を100とした各圏域の水準は、県央が106.0と最も高い水準にあり、県南が94.7、沿岸が102.7、県北が93.0となった。

表1 平成27年度市町村民経済計算の概要(名目値)

広域振興圏	市町村内総生産(億円)				市町村民所得の分配(億円)				一人当たり市町村民所得(千円)
	第1次産業	第2次産業	第3次産業	雇用者報酬	財産所得	企業所得			
県央	(1.3) 16,382	(8.9) 363	(1.1) 2,256	(1.5) 13,621	(1.5) 13,950	(2.2) 9,353	(10.1) 579	(-1.1) 4,018	(2.2) 2,926
県南	(0.7) 17,252	(11.0) 507	(-1.3) 5,543	(1.6) 11,052	(0.3) 12,808	(2.4) 7,927	(9.9) 563	(-4.4) 4,318	(0.8) 2,614
沿岸	(3.8) 9,538	(4.7) 328	(5.6) 4,754	(2.3) 4,372	(3.1) 5,612	(7.7) 3,238	(11.7) 228	(-4.0) 2,147	(2.2) 2,836
県北	(1.8) 4,056	(9.1) 413	(0.9) 1,130	(1.4) 2,478	(1.3) 2,951	(3.2) 1,650	(9.4) 133	(-2.0) 1,168	(2.3) 2,566
市町村計	(1.6) 47,229	(8.7) 1,612	(1.6) 13,682	(1.6) 31,524	(1.3) 35,322	(3.1) 22,168	(10.2) 1,502	(-3.0) 11,651	(1.7) 2,760

図1 広域振興圏別市町村内総生産の各産業の構成比の推移



注：上記の構成比は、税・関税等を含まない数値である。

出典：平成27年度岩手県市町村民経済計算年報(平成30年4月公表)より抜粋

6 公契約条例制定自治体における報酬下限額の設定状況について

(1) 類型別公契約条例の制定状況

類型① (4自治体)	類型② (17自治体)	類型③ (17自治体)	類型④ (9自治体)
受注者である民間企業等に対し、一定額以上の賃金の支払を条例中で直接的に義務付けるもの	受注者である民間企業等に対し、一定額以上の賃金の支払を求める条項を、発注契約に含めることを定めるもの	一定額以上の賃金の支払を求める規定はないが、適正な労働環境確保のために受注者に台帳等の提出を求める規定があるもの	類型①から類型③までに分類されるような規定は置かれていないが、公契約における理念を定めた規定が置かれているもの
1 野田市 (千葉県) 2 渋谷区 (東京都) 3 目黒区 (東京都) 4 日野市 (東京都)	1 川崎市 (神奈川県) 2 多摩市 (東京都) 3 相模原市 (神奈川県) 4 高知市 (高知県) 5 国分寺市 (東京都) 6 厚木市 (神奈川県) 7 足立区 (東京都) 8 直方市 (福岡県) 9 千代田区 (東京都) 10 三木市 (兵庫県) 11 草加市 (埼玉県) 12 世田谷区 (東京都) 13 我孫子市 (千葉県) 14 加西市 (兵庫県) 15 加東市 (兵庫県) 16 豊橋市 (愛知県) 17 越谷市 (埼玉県)	1 秋田市 (秋田県) 2 前橋市 (群馬県) 3 奈良県 4 四日市市 (三重県) 5 大和郡山市 (奈良県) 6 岩手県 7 京都市 (京都府) 8 大垣市 (岐阜県) 9 愛知県 10 尼崎市 (兵庫県) 11 郡山市 (福島県) 12 碧南市 (愛知県) 13 花巻市 (岩手県) 14 津市 (三重県) 15 由利本荘市 (秋田県) 16 尾張旭市 (愛知県) 17 高山市 (岐阜県)	1 山形県 2 江戸川区 (東京都) 3 長野県 4 岐阜県 5 加賀市 (石川県) 6 丸亀市 (香川県) 7 旭川市 (北海道) 8 湯浅町 (和歌山県) 9 向日市 (京都府)

(注) 各類型の自治体の掲載順は、制定年月日順である。各自治体に付した番号は末尾の別表に対応している。

(2) 公契約条例制定自治体における報酬下限額の設定状況について (類型別)

類型①：受注者である民間企業等に対し、一定額以上の賃金の支払いを条例中で直接的に義務付けるもの。

自治体	条例名称	工事請負契約	業務委託契約・指定管理
千葉県野田市	野田市公契約条例 (平成21年9月30日公布)	公共工事設計労務単価の85%を勘案して決定される額	建築保全業務労務単価の80%、市の発注実績、市職員給与等を勘案して得た額
東京都渋谷区	渋谷区公契約条例 (平成24年6月22日公布)	公共工事設計労務単価及び職員給与条例に定められた額を勘案して決定される額 (平成30年度は平成30年度の公共工事設計労務単価の90%)	職員給与条例に定められた額を勘案して得た額
東京都目黒区	目黒区公契約条例 (平成29年12月7日公布)	公共工事設計労務単価を勘案して決定される額	職員給与条例に定められた額を勘案して得た額

東京都日野市	日野市公契約条例 (平成 30 年 3 月 31 日公布)	最低賃金額、公共工事設計労務単価、建築保全業務労務単価、市に勤務する臨時職員の賃金単価等を勘案して得た額 東京都日野市
--------	----------------------------------	--

類型②：受注者である民間企業等に対し、一定額以上の賃金の支払いを求める条項を、発注契約に含めることを定めるもの。

自治体	条例名称	工事請負契約	業務委託契約・指定管理
神奈川県川崎市	(改正)川崎市契約条例 (昭和 39 年 3 月 30 日) (改正 平成 22 年 12 月 21 日)	公共工事設計労務単価を勘案して決定される額(平成 30 年度は、平成 30 年度公共工事設計労務単価の約 90%)	地域別最低賃金額を勘案して得た額
東京都多摩市	多摩市公契約条例 (平成 23 年 12 月 22 日)	公共工事設計労務単価を勘案して決定される額(平成 30 年度は、平成 29 年度公共工事設計労務単価の約 90%)	当該業務の標準的な賃金と認められる額(当面の間、生活保護水準を下回らない額を勘案して決定される額)
神奈川県相模原市	相模原市公契約条例 (平成 23 年 12 月 26 日)	公共工事設計労務単価を勘案して決定される額(平成 30 年度は、平成 30 年度公共工事設計労務単価の約 90%)	地域別最低賃金等を勘案して得た額
高知県高知市	高知市公共調達条例 (平成 24 年 1 月 1 日) (改正 平成 26 年 9 月 26 日)	公共工事設計労務単価を勘案して決定される額	高知市の生活保護水準を勘案して得た額
東京都国分寺市	国分寺市公共調達条例 (平成 24 年 6 月 28 日)	公共工事設計労務単価を勘案して決定される額(平成 30 年度は、平成 30 年度公共工事設計労務単価の 90%)	当該業務の標準的な賃金と認められる額(厚生労働省「賃金構造基本統計調査」を参照)を勘案して得た額
神奈川県厚木市	厚木市公契約条例 (平成 24 年 12 月 25 日)	公共工事設計労務単価を勘案して決定される額(平成 30 年度は、平成 30 年度公共工事設計労務単価の 90%)	地域別最低賃金額その他公的機関が定める労務単価の基準を勘案して得た額

東京都足立区	足立区公契約条例 (平成 25 年 9 月 30 日)	公共工事設計労務単価を勘案して決定される額(平成 30 年度は、平成 29 年度公共工事設計労務単価の 90%)	建築保全業務労務単価、生活保護水準、区の臨時職員の賃金単価等を勘案して得た額
福岡県直方市	直方市公契約条例 (平成 25 年 12 月 20 日)	公共工事設計労務単価を勘案して決定される額(平成 30 年度は、平成 30 年度公共工事設計労務単価の 80%)	直方市行政職給料表 1 級 5 号給を下回らない額
東京都千代田区	千代田区公契約条例 (平成 26 年 3 月 20 日)	公共工事設計労務単価を勘案して決定される額(平成 30 年度は、平成 30 年度の公共工事設計労務単価の 86%)	公的機関の指標等を勘案して得た額
兵庫県三木市	三木市公契約条例 (平成 26 年 3 月 31 日)	公共工事設計労務単価を勘案して決定される額(平成 30 年度は、平成 30 年度の公共工事設計労務単価の 90%)	地域別最低賃金額、その他公的機関が定める労務単価基準及びを勘案して得た額
埼玉県草加市	草加市公契約基本条例 (平成 26 年 9 月 17 日)	公共工事設計労務単価を勘案して決定される額(平成 30 年度は、平成 29 年度公共工事設計労務単価の 90%)	地域別最低賃金等を勘案して得た額
東京都世田谷区	世田谷区公契約条例 (平成 26 年 9 月 30 日)	公共工事設計労務単価を勘案して決定される額(平成 30 年度は、平成 29 年度公共工事設計労務単価の 85%)	区職員(高卒初任給)、地域別最低賃金等を勘案して得た額
千葉県我孫子市	我孫子市公契約条例 (平成 27 年 3 月 24 日)	公共工事設計労務単価を勘案して決定される額(平成 30 年度は、平成 29 年度公共工事設計労務単価の 80%)	我孫子市臨時的任用職員取扱要綱に定める事務補佐員の時間給の額、地域別最低賃金等を勘案して得た額
兵庫県加西市	加西市公契約条例 (平成 27 年 3 月 25 日)	公共工事設計労務単価を勘案して決定される額(平成 30 年度は、平成 30 年度公共工事設計労務単価の 90%)	職員給与規則、市内の同種の労働者の賃金等を勘案して得た額

兵庫県加東市	加東市工事等の契約に係る労働環境の適正化に関する条例 (平成 27 年 7 月 1 日)	公共工事設計労務単価を勘案して決定される額 (平成 30 年度は、平成 30 年度公共工事設計労務単価の 90%)	地域別最低賃金、その他公的機関が定める労務単価の基準、市職員の給料単価等を勘案して得た額
愛知県豊橋市	豊橋市公契約条例 (平成 27 年 12 月 17 日)	公共工事設計労務単価を勘案して決定される額 (平成 30 年度は、平成 30 年度公共工事設計労務単価の 77%)	地域別最低賃金、その他公的機関が定める労務単価の基準等を勘案して得た額
埼玉県越谷市	越谷市公契約条例 (平成 28 年 12 月 22 日)	公共工事設計労務単価を勘案して決定される額 (平成 30 年度は、平成 30 年度公共工事設計労務単価の 90%)	地域別最低賃金、生活保護水準、その他公的機関が定める労務単価の基準等を勘案して得た額
千葉県野田市	野田市公契約条例 (平成 21 年 9 月 30 日公布)	公共工事設計労務単価の 85%を勘案して決定される額	建築保全業務労務単価の 80%、市の発注実績、市職員給与等を勘案して得た額
東京都渋谷区	渋谷区公契約条例 (平成 24 年 6 月 22 日公布)	公共工事設計労務単価及び職員給与条例に定められた額を勘案して決定される額 (平成 30 年度は平成 30 年度の公共工事設計労務単価の 90%)	職員給与条例に定められた額を勘案して得た額
東京都目黒区	目黒区公契約条例 (平成 29 年 12 月 7 日公布)	公共工事設計労務単価を観念して決定される額	職員給与条例に定められた額を勘案して得た額
東京都日野市	日野市公契約条例 (平成 30 年 3 月 31 日公布)	最低賃金額、公共工事設計労務単価、建築保全業務労務単価、市に勤務する臨時職員の賃金単価等を勘案して得た額	東京都日野市

出典：国立国会図書館 調査及び立法考査局

「公契約条例の現状－制定状況、規定内容の概要－（資料）」より抜粋